

社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 ボランティアバンク登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人南丹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、ボランティア活動者及び団体の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 南丹市においてボランティア活動を行っている、又は行おうとしている団体及び個人であり、以下の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) ボランティア活動をすることを目的とした団体。
 - (2) 個人でボランティア活動をしている者。
 - (3) 活動の一部としてボランティア活動を取り入れている団体等。
 - (4) その他、社会福祉を目的とする活動を行う団体で、本会会長が必要と認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次号のいずれかの活動を行おうとするものは登録対象としない。
- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする活動
 - (2) 暴力団等反社会的勢力が関係する活動

(登録の手続き)

第3条 登録を希望する団体及び個人は、次号の書類を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 個人登録の手続き
 - ア 【新規登録用】ボランティアバンク登録カード（様式1）
- (2) 団体登録の手続き
 - ア 【新規登録用】ボランティアグループ登録カード（様式2）
 - イ 【新規登録用】グループ登録用名簿カード（様式2-2）
 - ウ 【新規登録用】ボランティアバンク登録カード（様式1）

2 前項（2）ウについては、今までに本会に登録したことのない者のみとする。

(ボランティア登録者の責務)

第4条 登録団体及び個人は以下の各号の責務を負う。

- (1) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会に届け出る。
- (2) 登録内容及び関連する活動などに対して、本会から報告や調査を求められた場合、説明及び資料提示などの協力をを行う。
- (3) 本会のボランティア担当職員を通じて活動依頼があった時には、可能な範囲で協力する。

(ボランティア保険の助成)

第5条 本会は登録団体及び個人に対し、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会(以下、府社協)が運営するボランティア保険の加入にかかる保険料を助成する。なお、当該保険の対象となる活動は別記のとおりとする。

(登録の更新について)

第6条 次年度も継続してボランティア登録を希望する団体及び個人は、次号の書類を本会会長に提出しなければならない。

(1) 個人登録の手続き

ア 【更新登録用】ボランティアバンク登録カード（様式3）

(2) 団体登録の手続き

ア 【更新登録用】ボランティアグループ登録カード（様式4）

イ 【更新登録用】グループ登録用名簿カード（様式4-2）

(登録の抹消)

第7条 登録団体及び個人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、本会が登録を抹消する。

- (1) 登録団体及び個人が本来のボランティア活動・地域活動の目的やボランティア活動の在り方を逸脱した行為を行ったとき。
- (2) 登録団体及び個人が公共の福祉に反する行為などがあると認められるとき、またはその恐れがあるとき。
- (3) 暴力団等反社会的勢力との関与があると認められたとき、またはその恐れがあるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。